

令和 8 年第 1 回

相楽広域行政組合議会臨時会会議録

(令和 8 年 6 月 3 日)

令和8年第1回相楽広域行政組合議会臨時会会議録

○招集年月日 令和8年5月27日（水）

○告示年月日 令和8年5月27日（水）

○招集の場所 そうらく衛生センター 会議室

○開 会 令和8年6月3日（水） 午後1時30分

○閉 会 令和8年6月3日（水） 午後1時51分

○出席議員（14名）

1 番	小見山 正	2 番	高岡 伸行
3 番	森本 隆	4 番	西山幸千子
5 番	山本 翔太	6 番	岡本 正意
7 番	神田 高宏	8 番	岡田 三郎
9 番	北久保浩司	10 番	柴田はすみ
11 番	西 昭夫	12 番	梅本 章一
13 番	畑 武志	14 番	岡本 篤

○会議録署名議員

5 番	山本 翔太	6 番	岡本 正意
-----	-------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	杉浦 正省	理事（木津川市長）	谷口 雄一
理事（笠置町長）	山本 篤志	理事（和束町長）	馬場 正実
理事（南山城村長）	平沼 和彦		
会計管理者（精華町会計管理者）	中尾 敦子		

○事務局職員出席者

事務局長	國子 慶順	主幹	瀧阪 尚也
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 3 号 専決処分の承認について
- 第 5 議案第 4 号 相楽広域行政組合新庁舎新築工事請負契約の締結について

令和8年第1回相楽広域行政組合議会臨時会

令和8年6月3日（水）

そうらく衛生センター 会議室

（午後1時30分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は全員で、定足数に達しております。

これより、令和8年第1回相楽広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ここで、新たに本組合議会議員に選任されました方々を紹介いたします。自席で自己紹介をよろしくお願いいたします。まず、南山城村議会議員の梅本章一さん。

○梅本議員 はい、こんにちは。南山城村の梅本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、南山城村議会議員の北久保浩司さん。

○北久保議員 こんにちは。北久保です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 新たに選任されました議員の皆さま方、よろしくお願いいたします。

本臨時会に、傍聴の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

広報用として、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。杉浦代表理事。

○代表理事 議員の皆さん、こんにちは。代表理事の精華町長の杉浦でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年第1回相楽広域行政組合議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会につきましては、令和7年度に相楽会館の解体工事が完了したことを受けまして、本年度に新庁舎新築工事の着工を予定しているところですが、本工事の請負金額の予定価格が、1億5千万円以上の工事でありますことから、議会の議決が必要でございますので、招集させていただいたところでございます。

今回、新たに本組合議会の議員となられました議員の皆さま方におかれましては、相楽地域の広域行政の推進にご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、去る３月２７日に、南山城村議会におきまして、議長などの改選がなされ、新たに組合議会議員となりました皆さま方を迎えての議会となるものでございます。

また、本組合の会計管理者につきましては、「組合規約」第９条の規定に基づきまして、代表理事の属する市町村の会計管理者としておりますが、４月１日付の精華町の人事異動によりまして、新たに中尾会計管理者を任命しておりますことを報告申し上げます。

さて、本組合の主な取り組みの報告でございますが、議案と同時に、配付させていただきました「令和８年第１回議会臨時会業務報告」などの資料をもって報告とさせていただきます。

そして、今臨時会に提案いたします議案につきましては、「専決処分の承認について」、「相楽広域行政組合新庁舎新築工事請負契約の締結について」、の２件でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ですが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長　　ありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第１、議席の指定を行います。

本組合議員に新たに選任されました議員の議席について、会議規則第４条第１項の規定により、９番北久保浩司議員、１２番梅本章一議員を指定いたします。

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第１２８条の規定により、５番山本翔太議員、６番岡本正意議員を指名いたします。

日程第３、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る５月２２日開催の議会運営委員会において、本日１日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長　　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日１日間に決定いたしました。

日程第４、議案第３号、専決処分の承認についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。杉浦代表理事。

○代表理事　　それでは、議案第３号を提案させていただきます。

議案第３号、専決処分の承認について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別添のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和８年６月３日提出。相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

相楽会館解体工事の完了に伴い、相楽会館建替事業経費の更正を行うものでございまして、令和7年度一般会計予算から、歳入歳出それぞれ2千436万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億824万6千円とするものでございます。

歳出では、相楽会館解体工事の完了に伴い、工事請負費や委託料などを減額するものでございます。

一方、歳入では、市町村分担金及び組合債を減額するもので、地方債の補正も行うものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 以上で提案説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 では、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号、専決処分の承認についてを採決します。採決は起立によって行います。原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 起立全員であります。よって、議案第3号、専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、相楽広域行政組合新庁舎新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。杉浦代表理事。

○代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、相楽広域行政組合新庁舎新築工事請負契約の締結について、相楽広域行政組合新庁舎新築工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名は、相楽広域行政組合新庁舎新築工事でございます。

2、契約の方法は、一般競争入札でございます。

3、契約金額は、3億2千560万円でございます。

4、契約の相手方は、住所が、京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字寺垣外29番地、会社名が、株式会社大仙工務店、代表者名が、代表取締役社長小西康之、でございます。

令和8年6月3日提出。相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

本工事の入札につきましては、4月23日に入札公告を行いましたところ、参加申込者が、2社でございました。

5月25日の月曜日、午前9時50分から、入札を執行しましたところ、参加申込者2社が応札され、予定価格、3億2千791万円、最低制限価格、3億167万7200円の範囲内で札を入られました「株式会社大仙工務店」が、3億2千560万円で落札されました。

よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 以上で提案説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。はい、西山議員どうぞ。

○西山議員 滞りなく入札が進んで良かったという中で、改めて確認したいことがあります。まず契約期間はどのように考えているのでしょうか。相楽会館解体工事についても、年度内に終わっており、遅れたというほどではないですが、新庁舎新築工事をこれから取り掛かるということで、令和8年度中に建設完了と、現時点で別々の場所になっている各業務を1つのところにする引っ越しまで終えるということになっています。

そういうことを踏まえて契約期間がいつまでとしているのか、年度末までに引っ越しも含めてスムーズに進むのかというところをお聞きしたいです。

また、契約金額について、前回の議会の際にお聞きしたときに予算については10%程度上振れしてもいいように設定しているということだったんですが、これまでの間に、いろいろなものの価格高騰があり、また、建築資材が入りにくくなっているということも報道されていることについて、どのように考えているのか、以上3点について説明をお願いします。

○議長 答弁を求めます。事務局長どうぞ。

○事務局長 それでは、西山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、契約期間でございますが、本日ご可決賜りましたら、明日から令和9年の3月15日までが工期でございます。

次に、引っ越しにつきましては、新庁舎建築後の残り2週間で年度末までに竣工式と引っ越しを行う計画をしているところでございます。

最後に、建築資材の関係でございますが、2月議会におきまして10%余分に予算に計上させていただいているところでございます。しかしながら、その後のイラン情勢もあったことを受けまして、現在、西山議員もおっしゃられたようにいろいろな建築資材が調達困難になってきており、合わせて、価格についても高止まりしているという状況にございます。このような状況を受けまして、昨日、落札業者の大仙工務店さんに事前にどのような状況であるかを確認させていただいたところ、ナフサ由来の塩化ビニールの配管やプラスチックの製品等が代理店においても注文がストップしている、注文を受け

付けてくれない状況でございます。また、断熱材や防水材、接着剤・塗料・シンナー等の溶剤も納期が未定になっているものも多々あるという状況でございます。

現在、事務局、消費生活センター、休日応急診療所を3カ所に分散しておりますが、一刻も早く1つのところに集約して業務を推進していきたいというところで、今年度中に実施するという思いで進めては参りますけれども、この現下の情勢の中では、なかなか目詰まりしている状況等もあるという報道もございます。

ただ、事務レベルとしては、きっちりと工期内にやってほしいという思いは持ってますけれども、そういう外部的な要因もございますので、その辺りが見えない部分としてございます。

従いまして、今後、工期の延長であったり、価格の高騰に伴う変更契約が生じるケースがございましたら、議会の方にも変更契約の上程をさせていただくことになるかと思っておりますけれども、その部分につきましてはご理解いただければと考えているところでございます。以上でございます。

○議長 はい、西山議員どうぞ。

○西山議員 みなさんも懸念されている部分が影響することもあり得るなということを説明を聞きながら思いました。

工期の延長等で変更と言った場合には、議会に対して提案ということになりますが、最終的に、新庁舎に戻るとなったときに、どこかの時点で判断をしなければいけないと思うんです。あまりたればの話はできないわけですが、それぞれが業務をする上で借りている場所で、工期延長等が起きたときについての対応等の説明は済んでいると考えてよいのでしょうか。また、場所を借りている相手方に迷惑がかからないようにできるのかが気になる場所ですので、説明をお願いします。

○議長 はい、事務局長どうぞ。

○事務局長 それでは、西山議員の再質問にお答えさせていただきます。

消費生活センターにつきましては、京都府の木津総合庁舎で、休日応急診療所は木津保健センターでお世話になっております。休日応急診療所につきましては日・祝・年末年始は木津川市では木津保健センターを使用していないので、仮に万が一のことがあっても、ということで事務レベルではそういう形で一致はしているということでございます。

一方、消費生活センターにつきましては、基本的に令和8年度中に出ていくというのが当初の行政財産使用許可申請時の状況でございますし、過日、令和8年度に新築工事を行うにあたり、山城南保健所の駐車場をお借りするということで行政財産使用許可の協議を事務レベルでさせていただいた時に、その辺の懸念はあるという話はさせていただきました。

しかしながら、今から工期が延びるという前提で話ではできませんので、基本的な考え方は令和8年度中にやりきるということで説明はさせていただいています。本日も可決いただいて契約が締結できたら、業者の方も発注ができますので、それである程度見えてきた段階で逐一、京都府さんとも相談させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長 他に質疑はございませんか。

○森本議員 今回の入札で落札された大仙工務店の公共施設にかかる実績をご紹介いただければと思います。

○議長 はい、事務局長どうぞ。

○事務局長 それでは、森本議員の質問にお答えさせていただきます。

京都府さんが発注された、八幡の方の消防関係の施設における実績があるということで、今回の建設する新庁舎と同規模のものがあるという報告を受けております。以上でございます。

○議長 他に質疑はございませんか。では、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号、専決処分の承認についてを採決します。採決は起立によって行います。原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 起立全員であります。よって、議案第4号、相楽広域行政組合新庁舎新築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長 本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和8年第1回相楽広域行政組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。議員の皆さまにおかれましては、各市町村の6月議会を迎えられるわけでございますが、今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。本日は、大変ご苦勞様でした。

(午後1時51分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽広域行政組合議会議長 岡本 篤

会 議 録 署 名 議 員 山本 翔太

〃 岡本 正意